

守ろう暮らし、なくせ貧困

貧困の根絶など国民要求の実現めざす「中央総行動」が2月12日、東京・霞が関で行われました。



全労連などの労働組合と市民団体でつくる実行委会の主催。午前中、暮らしや営業

危機打開を求めて各省交渉を行ないました。足元の冷たい日比谷野音の会場では、正午から第一次の決起集会が開かれました。全国から約7千人が集結し、「なくせ貧困」「仕事をよこせ」と怒りの声を上げました。集会へCU東京から2人が参加。

(写真・2.12:決起集会日比谷野外音楽堂しんぶん赤旗より)

午後には首都圏の建設労働者による決起集会が開かれました。厚労省や国交省などへの交渉に参加した4,100人の組合員や主婦が結集。いま建設業は深刻な仕事不足にあり、集会では「仕事よこせ・賃金あげろ」「建設国保守れ」など組合員の厳しい仕事の実態も報告されました。集会後、国会請願デモが元気よくおこなわれました。

入院給付金で負担軽減

練馬支部のSさんは17日間、治療入院となりました。医療機関への支払いは医療費3割負担分や差額ベット代、食事代など合計32万円余となりました。

Sさんは2月、練馬支部へ問い合わせで入院給付金の申請手続きをとりました。これを受け本部共済認定委員会は申請書(医療機関の領収書添付要)を確認し、規約に基づき8万5千円の

給付決定し、ご本人へ送金を行ないました。

改悪されている医療保険制度のもとで、今回の給付は医療費などの約1/4をカバーしたこととなります。CU東京の持つ共済制度、仲間の助け合いが発揮されました。なお入院給付申請は全体で3件目となりました。

労働者派遣法改正案

長妻厚生労働相は17日午前にかかれた厚労相の諮問機関「労働政策審議会」(労政審)に、労働者派遣法改正案の要綱を諮った。政府は、労政審での議論を経て、3月に国会に同改正案を提出したい考えだ。改正案は、法律の正式名称と目的に「派遣労働者の保護等」との文言を新たに加え、保護の観点を明確化した。

製造業への派遣は、仕事がない時でも派遣会社が給料を払う「常用型派遣」以外を禁ずることなどを盛り込んだ。施行日は原則6か月以内だが、製造業派遣などの禁止は3年以内、一部は5年以内まで猶予する。改正案は、社民、国民新の両党が修正を求めていたが、最終的に労政審への諮問を認めた。(2月17日 読売新聞より)

CU東京を広げたい

西多摩地域の組合員さんから先日、本部へCU東京のポスター、パンフレットが欲しいと連絡がありました。地域にCU東京を広げるために、ポスターの掲示や、資料配布をすることです。

CU東京の組織拡大運動をこの春、取り組んでいます。まだまだ点での取り組みとなっています。線から面、そして地域への取り組みへと展開させていきましょう。

